



平成28年8月1日から

小児慢性特定疾病医療費の申請に
マイナンバーが必要となります！！

「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的として、マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））が施行されました。法令等に定められた行政手続きにおいて個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。

1. 受付窓口でマイナンバーを確認します

小児慢性特定疾病医療費支給申請を行う際、以下の(1)または(2)の方法で個人番号（マイナンバー）の確認を行いますので、あらかじめ、必要な書類をご準備ください。

(1) 申請者本人が持参する場合

・・・以下の①または②のいずれかをご提示ください。

（申請を郵送で行う場合は、① または ② のコピーを添付してください。）

ア) 「個人番号（マイナンバー）付きの世帯全員の続柄が記載された住民票」
または申請者本人の「通知カード」

※番号確認等のため、番号付き住民票を原則とします。

通知カードの見本 ⇒



①

イ) 申請者本人の運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳、パスポート等

※顔写真のついたもの

※イ)の書類がない場合には、以下の書類のいずれか2つをご用意ください。

健康保険証、年金手帳、印鑑証明書、児童扶養手当証書

小児慢性特定疾病医療費受給者証、官公署から発行・発給された書類等



または

② 申請者本人の個人番号（マイナンバー）カード

②

見本 ⇒



(表面)



(裏面)

(2) 申請者本人以外(代理人)が持参する場合



・・・以下の①～③の全てをご提示ください。

① 申請者の番号確認 (以下の中から1つ)

- ・個人番号 (マイナンバー) 付きの世帯全員の続柄が記載された住民票
- ・申請者本人の通知カード
- ・申請者本人の個人番号 (マイナンバー) カード

② 委任状 (所定の様式での提出が必要)

③ 代理人の身元確認 (以下の中から顔写真付であれば1つ, 顔写真がなければ2つ)

代理人の

- ・個人番号カード
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・公的機関が発券, 発行し写真の添付がある書類で氏名と生年月日 (又は住所) の記載があるもの

小児慢性特定疾病医療費受給者証, 官公署から発行・発給された書類等

2. 申請書等にマイナンバーの記入をお願いします

個人番号の提出が必要な方



- 1 申請者
- 2 患者
- 3 患者と同じ医療保険に加入する被保険者 (医療費支給認定基準世帯員といいます。)

| 医療保険の種類 | 3の被保険者に該当する人 |
|---|--|
| 国民健康保険 (市町村国保), 国民健康保険組合 (土建国保, 建設国保, 医師国保など) | 健康保険証の記号・番号が同じ方 全員 |
| 被用者保険 (全国健康保険協会, 健康保険組合, 共済組合など) | 患者の健康保険証に 被保険者 として記載されている方 (通常は1の申請者と同じ方) |